

資料 1 - 3 小学校統合校 設計・建設・維持管理事業 特記要求水準書

1. 事業の概要

本事業は、星井町、五番町、清水町の3小学校の統合校（星井町と五番町の2小学校は星井町五番町小学校として既に一次統合）を、旧五番町小学校敷地内に新たに設計・建設し、維持管理事業を行うものである。

2. 事業期間

- i) 契約の締結時期 平成18年3月
- ii) 事業期間 事業契約締結日～平成35年3月末
- iii) 設計建設期間 事業契約締結日～平成19年12月末
- iv) 施設引渡し日 平成19年12月末
- v) 供用開始 平成20年4月
- vi) 維持管理期間 施設引渡し日～平成35年3月末

3. 本事業全体に係る前提条件

(1) 事業予定地・地域地区等

事業予定地：富山市五番町4番35号

敷地面積：10,075m²

地域地区等：

- i) 用途地域：商業地域（建ぺい率80％，容積率500％）
- ii) 防火地域：準防火地域
- iii) 日影規制：なし
- iv) 地区計画等：なし

近隣状況：当該敷地の形状は、東西約102m、南北約105メートルのほぼ長方形となっている。南側および西側で道路（市道）に接しており、市道の幅員は南側15メートル、西側10メートルとなっている。北側および東側は、民間の集合住宅や戸建て住宅と隣接している。なお、南東の隣地である五番町幼稚園の敷地は、将来的に市が敷地を買収し、屋外運動場を拡張する予定としている。ただし、買収が本件施設の施設整備時期に間に合わないため、本事業の整備対象には含めないが、施設の配置計画等において将来的な敷地の拡張に配慮するものとする。

(2) 敷地条件

本事業における整備対象施設の敷地及びその周辺インフラ整備状況に関しては、以下に示す別紙資料を参照すること。

入れる

- i) 敷地の現況及び付与条件：「資料3 事業予定地位置図」、「資料4 事業予定地現況図・設備インフラ現況図」
- ii) 敷地の地質及び地盤：「資料5 事業予定地地質調査報告書」
- iii) 設備インフラ：「資料4 事業予定地現況図・設備インフラ現況図」

(3) 供用開始期限

平成20年4月1日までに供用開始できるように施設整備を行うこと。

(4) 想定学級数及び児童数

現時点での開校目標年度である平成20年度の学級数及び児童・生徒数の予測数及び3小学校（星井町・五番町・清水町）統合校の現況施設概要を以下に示す。

表 3 小学校統合校の学級数・児童数及び現況施設概要

| 学校名 (創立年) | 星井町五番町小学校 (H16年4月) | 清水町小学校 (大正8年) | 3校統合 |
|------------------------------|-----------------------|-------------------|-----------------|
| 平成20年度 学級数(特殊) : 児童生徒数 | 8クラス : 217人 | 6クラス : 175人 | 12クラス : 392人 |
| 敷地面積 | 10,030㎡ | 13,591㎡ | |
| 校舎面積 (建設年度) | 3,905㎡ (S43年度) | 4,478㎡ (S43年度) | |
| 屋内運動場面積 (建設年度) | 1,050㎡ (H2年度) | 1,094㎡ (H4年度) | |
| 運動場面積 | 3,960㎡ | 6,018㎡ | |

平成20年度の学級数及び児童生徒数については平成16年5月1日現在の予測値

4. 設計業務対象施設に係る要件

本事業の設計業務対象施設は、3小学校統合校（校舎、メディアセンター、給食室、ランチルーム、屋内運動場、クラブハウス、屋上プール、屋外運動場及び外構等）と

し、本事業特有の要件を以下に示す。

(1) メディアセンター

- i) 図書室については、1万冊の蔵書を収める開架・閉架書庫を設置し、十分な読書・学習スペースを確保すること。なお、蔵書については、全て本市が開校時に用意する。

(2) 給食室

- i) 給食室の規模については、3小学校統合校の児童及び教職員の給食（計約600人分）が十分にまかなえるものとする。

(3) 屋外運動場

- i) 屋外運動場は校舎棟及び体育館棟の南側に配置するものとし、旧五番町小学校の屋外運動場よりも狭くならないように十分な面積を確保すること。
- ii) 屋外運動場には、必要な器具等（学校開放用含む）を適切に設置すること。
- iii) 屋外運動場の外周部全面に防球ネットを設置すること。なお、敷地南側及び東側において、民地と隣接している箇所（旧五番町小学校プール所在地周辺、詳細は別途図面等で提示予定）については、残存している壁面を解体・撤去し、同等のもの及び目隠しパネルも設置するものとする。当該目隠しパネルは、風通しの良いものを採用すること。

(4) 駐車場・駐輪場

- i) 40台（うち身体障害者用2台）の駐車場、ならびに20台の駐輪場（屋根・転倒防止装置付き）を整備すること。

5. 国庫補助金交付について

本事業は、義務教育施設整備にかかる国庫補助金交付を受ける予定であり、補助対象部分とその他部分を明確に区分すること。なお、現段階における想定補助対象施設と基準面積は以下の通りである。

表 3 小学校統合校にかかる国庫補助金の対象施設等

| 補助対象施設 | 基準面積等 | 補助率 | 備 考 |
|----------|----------------------|-----|----------------|
| 校舎 | 4,986 m ² | 1/2 | |
| ランチルーム | 270 m ² | 1/2 | |
| 屋内運動場 | 1,258 m ² | 1/2 | |
| 屋上プール | 400 m ² | 1/3 | 水面積(25m×16m) |
| プール上屋 | 600 m ² | 1/3 | |
| クラブハウス | 200 m ² | 1/3 | 地域・学校連携施設 |
| グラウンド照明 | 6,000m ² | 1/3 | 平均照度 100 ルクス以上 |
| 屋外教育環境施設 | - | 1/3 | 校庭暗渠・防砂ネット・外構等 |
| 調理室 | 160m ² | 1/2 | ドライシステム |
| 給食附帯設備 | 8,400 千円 | 1/2 | 定額補助 |

6. 解体工事等について

- i) 旧五番町小学校に係る屋内運動場等を解体・撤去し、発生する産業廃棄物等を適切に処理すること。なお、周辺への騒音や振動には十分配慮すること。ただし、樹木等伐採の要否については事業者の提案によるものとし、施設内の廃棄備品については本市が処分するものとする。
- ii) 既に撤去済みの旧五番町小学校プール周辺に残存する壁面の取扱いについては、「4. 設計業務対象施設に係る要件 (3) 屋外運動場)」記載の通りとする。
- iii) 解体工事等の業務期間については、建設業務に含むものとし、遅滞なく供用開始できるよう綿密な計画を立てること。